

(写)

長門市告示第 133 号

令和 8 年 6 月長門市議会定例会招集告示（令和 8 年長門市告示第 116 号）の付議
事件に次のとおり追加する。

令和 8 年 6 月 26 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 29 号 令和 8 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）

第 30 号 令和 8 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 31 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

第 29 号 令和 8 年度長門市一般会計補正予算（第 2 号）

第 30 号 令和 8 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 31 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 31 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 7 月 3 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則 1～17 （略） <u>18 第 3 条の規定にかかわらず、市長の令和 8 年 8 月分の給料月額については、同条に定める給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を控除した額とし、副市長の令和 8 年 8 月分の給料月額については、同条に定める給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を控除した額とする。</u>	附 則 1～17 （略） (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。